認可地縁団体設立(町内会法人化)の手引き

# 【発行元】

加賀市役所 行政まちづくり課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地 TEL 0761-72-7835 / FAX 0761-72-4640 E-mail machidukuri@city.kaga.lg.jp

# 目 次

1.	認可地緣団体設立	(町内会法人化)	について	p. 1
2.	認可地緣団体設立	(町内会法人化)	の手順	p. 2
3.	認可地緣団体設立	(町内会法人化)	の利点・設立後に	
	していただくこと			p. 5

### 認可地縁団体設立(町内会法人化)について

# 1 なぜ町内会を法人化するのか

過去には、町内会が所有する土地や集会施設などは、町内会名義で不動産登記することができなかったため、会長個人または複数の役員の共有名義で登記されていました。そのため、名義人の転居や死亡等による名義変更や相続等で問題が生じていました。

その様な中、平成3年に地方自治法が改正され、こうした問題を解消するために、町内会 を「認可地縁団体」として法人化することで、<u>町内会名義で不動産登記を行う</u>ことができる ようになりました。

※認可地縁団体設立(町内会法人化)の利点・設立後にしていただくことについては、別紙 (p.5~)を参照してください。

### 2 認可地縁団体設立(町内会法人化)の要件

町内会を認可地縁団体として法人化するためには、次の5つの要件を満たしたうえで、市 に認可申請をしなければなりません。

- ① 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、 現にその活動を行っていると認められること。
- ② 町内会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められ、相当の期間に わたって存続していること。
- ③ 町内会の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、 その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。また、その規約の中に「目的、名称、区域、主たる事務所の 所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、 資産に関する事項」が定められていること。
- ⑤ 町内会の総会において、認可地縁団体の認可申請をする旨の決定をしていること。

※令和3年5月に地方自治法が一部改正され、令和3年11月26日からは、認可地縁団体設立(町内会法人化)の要件として、**不動産等を保有していなくても**認可地縁団体になることができる制度に変更されました。

### 3 認可地縁団体設立(町内会法人化)の手順

町内会の皆さんで町内会を認可地縁団体として法人化することについて話し合い



認可地縁団体の認可申請に必要な書類の作成・準備

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (総会の議事録の写し)
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を 行っていることを記載した書類 (前年度の事業報告書・決算書、現年度の事業計画書・予算書)
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類 (総会の議事録の写し、代表者就任承諾書の写し)
- ⑦ 区域図
- ⑧ 区域内の町、字及び地番一覧
- ⑨ 境界確認書 (隣接する全ての町内会からもらうこと)



総会の開催(認可地縁団体の認可申請に必要な事項の議決)



市に対して認可地縁団体の認可申請



認可地縁団体としての町内会の発足(法人化)



町内会名義で不動産登記等を行えるようになる

※不動産の登記については、法務局にお問い合わせください。

### 4 認可地縁団体の認可申請に必要なもの

町内会が認可地縁団体の認可申請をするときは、次のものを市に提出してください。なお、 手数料は無料です。

- 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類(前年度の事業報告書・決算書、現年度の事業計画書・予算書)
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類(総会議事録の写し、代表者就任承諾書の写し)
- (7) 区域図
- ⑧ 区域内の町、字及び地番一覧
- ⑨ 境界確認書 (隣接する全ての町内会からもらうこと)

### 5 認可後の告示

市が認可を行うことで、町内会は法人格を得て権利能力を有することとなります。 認可後に行われる市の告示により、当該町内会は「法人化したこと」と「告示事項」を 第三者に対し対抗できるようになります。

#### ※告示事項

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 代表者の住所
- ⑦ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無・職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名・住所)
- ⑧ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名・住所)
- ⑨ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑩ 認可年月日

#### 6 認可地縁団体証明書の交付

告示事項に関する証明書(認可地縁団体証明書)の交付を受けようとするときは、次のものを市に提出してください。

※認可地縁団体証明書は、法務局で不動産登記を行う場合などに必要です。

- ① 認可地緣団体証明書 交付請求書
- ② 手数料(証明書1通あたり300円)
- ③ 証明書の送付先を記載した返信用封筒 (郵便等で請求する場合)
- ④ 返信用切手 (郵便等で請求する場合)

# 7 告示事項(代表者など)の変更があったとき

認可を受けた後、上記4に記載した告示事項のいずれかに変更があったときは、次のものを市に提出してください。なお、手数料は無料です。

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示事項に変更があった旨を証する書類(総会の議事録の写し、代表者就任承諾書の写し など) ※②については、変更があった告示事項により、提出するものが異なります。

# 8 規約を変更するとき

規約を変更するときは、次のものを市に提出してください。規約の変更は、市の認可を受けなければその効力を生じません。なお、手数料は無料です。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 変更後の規約(案)
- ③ 規約変更の内容及び理由を記載した書類 (新旧対照表及び理由書)
- ④ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)

#### 認可地縁団体設立(町内会法人化)の利点・設立後にしていただくこと

# 【認可地縁団体設立(町内会法人化)の利点】

#### 1 町内会名義で契約や不動産登記などの法律行為ができる

認可地縁団体を設立(町内会法人化)すると、町内会名義で契約や不動産登記などの法律 行為ができるようになります。

#### 2 町内会の運営に透明性がでる

認可地縁団体を設立(町内会法人化)すると、法令や規約などのルールに則った活動を行う必要があるため、町内会の運営に透明性がでます。

# 3 町内会の社会的信用が高まる

#### 4 寄付や公的援助を受けやすくなる

# 5 より低利で金融機関の融資を受けられる

認可地縁団体を設立(町内会法人化)すると、町内会で集会施設を整備する際に、金融機関からより低利で融資を受けられます。

#### 【設立後にしていただくこと】

#### 1 法令や規約に定める範囲内で義務を負う

認可地縁団体を設立(町内会法人化)すると、法令や規約などのルールに則って町内会を 運営して行くこととなり、法人化前に比べ事務量が増大します。

作成書類の例:規約、規約の細則(会費規程、入退会規程、弔慰金規程、旅費規程、会議規程 など)、会員名簿、事業計画書、事業報告書、予算書、決算書、財産目録、保有資産目録、収支に関する帳簿、議事録(総会・役員会)、役員就任承諾書、区域図、区域内の町・字・地番一覧、境界確認書、入会申込書、退会届、認可に関する書類、登記に関する書類、その他必要な帳簿及び書類

#### 2 規約の変更には市の認可が必要

認可地縁団体を設立(町内会法人化)した町内会が規約を変更するには、総会での承認が必要なだけでなく、市の認可が必要となります。

#### 3 代表者や事務所の所在地などに変更があった場合は市への届出が必要

認可地縁団体を設立(町内会法人化)した町内会は、その名称、区域、事務所の所在地、 代表者の氏名・住所などを市が告示します。この告示した事項に変更があった場合は、市に 届け出なければなりません。

### 4 法人設立届が必要

認可地縁団体を設立(町内会法人化)した町内会は、税務署や市・県税当局に「法人設立届」を行わなければなりません。

※法務局での「法人登記」は不要です。

### 5 法人住民税の申告が必要

認可地縁団体を設立(町内会法人化)した町内会は、法人住民税(市・県)の課税対象となります。そのため、毎事業年度終了後の一定期間内に法人住民税の「申告」を行う必要があります。事業の内容が通常の町内会活動のみで収益事業を行っていない場合は、減免措置があり、申告と併せて減免申請ができます。

なお、収益事業を行っている場合は、税務署に「収益事業開始届」を行わなければなりません。

## 6 企業等の団体や規約に定める区域外に住所のある個人は正会員になれない

規約に定める区域内に住所のある「個人」によって構成される団体であることが法人化の要件のため、企業等の団体や区域外に住所のある個人は正会員になれません。企業等の団体や区域外に住所のある個人が、賛助会員または準会員として、正会員と同じように会費を払い、活動することにはなんら問題ありませんが、賛助会員または準会員には総会における表決権がありません。

## 【その他】

#### 1 町内会活動は認可地縁団体設立前と変わらない

認可地縁団体を設立(町内会法人化)しても、住民の自発的な意思による任意団体としての性格は、なんら変わりません。市との関係も基本的には変わりません。

#### 2 不動産登記の登録免許税について

認可地縁団体を設立(町内会法人化)した町内会が不動産登記を行う場合であっても、登録免許税は減免されません。

#### 3 固定資産税について

認可地縁団体設立(町内会法人化)としているかにかかわらず、町内会が所有する土地・ 建物のうち、公共性が強く、現に町内会活動に直接利用されているものについては、固定資 産税の減免を受けられる場合があります。ただし、営利活動に用いているものや町内会活動 に利用されていないものについては、通常どおり固定資産税がかかります。